

空気タンクの可融片に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編
(日本籍船舶用)

改正事項

空気タンクの可融片に関する事項

改正理由

圧力容器の設計に関する現行規定では、火災時に空気タンクの圧力を開放するための圧力逃し装置の代替として、空気タンクに可融片を設けることが認められている。

一方、音量を上げるために一般非常用警報のモータサイレンの代替としてエアホーンを使用する場合があります、上記のような設計にあっては、火災時に空気タンクの可融片が溶融することによりタンク内の空気が放出し、エアホーンが機能しなくなることが想定される。

以上を踏まえ、今般、空気タンクの圧力逃し装置に関する要件を改めた。

改正内容

一般非常警報にエアホーンを使用する場合にあっては、空気タンクに可融片を設けてはならないよう関連規定を改めた。